

平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 トレックス・セミコンダクター株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 芝 宮 孝 司
(コード番号：6616 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役 木 村 浩
事業戦略室長
(T E L . 03-6222-2875)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月23日開催予定の当社第21回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成28年6月23日開催予定の当社第21回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第30条第2項の通り変更するものであります。なお、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第41条として新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月23日（木）

定款変更の効力発生日 平成28年6月23日（木）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p><u>(3)監査役会</u></p> <p><u>(4)会計監査人</u></p> <p>第5条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査等委員会</p> <p><削除></p> <p><u>(3)会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条 <条文省略></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第6条 <現行どおり></p> <p><削除></p>
<p>第8条～第12条 <条文省略></p>	<p>第7条～第11条 <現行どおり></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第19条 <条文省略></p>	<p>第12条～第18条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。 <新設></p>	<p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、7名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 <条文省略></p> <p style="padding-left: 40px;">3 <条文省略></p>	<p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2 <現行どおり></p> <p style="padding-left: 40px;">3 <現行どおり></p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 80px;"><新設></p> <p style="padding-left: 80px;"><新設></p> <p style="padding-left: 80px;"><新設></p>	<p>第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 80px;"><削除></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議のあった株主総会后2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条～第24条 <条文省略></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条～第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条 <条文省略></p> <p><新設></p>	<p>第25条 <現行どおり></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <条文省略></p> <p>2 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <現行どおり></p> <p>2 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等</u></p>

現行定款	変更案
<p>第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p><u>あるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(員数)</u></p>	
<p><u>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することが</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>できる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第40条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<新設>	<u>第5章 監査等委員会</u>
<新設>	<p>(<u>常勤監査等委員</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p>
<新設>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<新設>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<新設>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<新設>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第42条 <条文省略>	第36条～第37条 <現行どおり>
(報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条 <条文省略>	第39条 <現行どおり>
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第45条 <条文省略>	第40条 <現行どおり>
<新設>	(剰余金の配当等の決定機関)
	第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第46条 <条文省略> <新設>	第42条 <現行どおり> <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。	3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(中間配当の基準日)	<削除>
第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。	
第48条 <条文省略>	第43条 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p data-bbox="416 210 526 241"><新設></p> <p data-bbox="416 353 526 385"><新設></p>	<p data-bbox="1082 210 1169 241">附 則</p> <p data-bbox="826 309 1321 340"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="815 349 1442 710">第1条 当社は、取締役会決議によって、第21回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>